

国自貨第 6 7 8 号
国自安第 2 0 6 号
国自情第 3 8 5 号
国自整第 2 5 2 号
令和 8 年 3 月 1 8 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
物流・自動車局安全政策課長
物流・自動車局自動車情報課長
物流・自動車局自動車整備課長

「貨物自動車運送事業者が令和 6 年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者が令和 6 年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」（平成 6 年 5 月 14 日付け 国自貨第 67 号、国自安第 11 号、国自情第 27 号、国自整第 37 号）の一部を、別添新旧対照表のとおり改正し、令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長あて、別紙のとおり通知したので申し添える

国自貨第678号
国自安第206号
国自情第385号
国自整第252号
令和8年3月18日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
物流・自動車局安全政策課長
物流・自動車局自動車情報課長
物流・自動車局自動車整備課長

「貨物自動車運送事業者が令和6年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自貨第678号
国自安第206号
国自情第385号
国自整第252号
令和8年3月18日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
物流・自動車局安全政策課長
物流・自動車局自動車情報課長
物流・自動車局自動車整備課長

「貨物自動車運送事業者が令和6年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。